



鳥取労働局発表
平成22年10月29日

職業安定部職業対策課
課長 平岡 富士男
障害者雇用担当官
荒尾 卓哉
電話 0857-29-1708

鳥取県の民間企業における障害者実雇用率は11年ぶり1.8%超え

(平成22年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

鳥取労働局(局長 ^{もりたひろし} 森田啓司)は、平成22年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況を取りまとめました。

障害者の雇用状況については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務付けられている事業主が、毎年6月1日現在の状況を国に報告することとされています。

平成22年の結果等におけるポイント

1 民間企業(56人以上規模)における状況について

- ① 障害者の実雇用率は11年ぶりに、法定雇用率(1.8%)を上回る1.83%、対前年比で0.05ポイント上昇
- ② 法定雇用率達成企業割合は59.6%で、全国平均(47.0%)を上回り、対前年比で0.6ポイント上昇

2 地方公共団体における状況について

- ① 県の機関では知事部局と警察本部は、法定雇用率(2.1%)を達成したが、病院局が法定雇用率を下回った
- ② 県教育委員会の実雇用率は1.74%で、前年より0.13ポイント上昇したものの、法定雇用率(2.0%)を下回った
- ③ 市町村の機関(26機関)では、4機関が法定雇用率(2.1%)を未達成であった

3 今後の対応について

- ① 公的機関は、民間企業に率先垂範して障害者雇用を推進するべき立場にあるため、未達成機関の長に対し、労働局幹部が指導を行う。
- ② 民間企業に対しては、管轄ハローワーク幹部等による個別指導を継続して実施するほか、鳥取県、鳥取県高齢・障害者雇用促進協会、鳥取障害者職業センター等と連携したチーム支援等による援助、指導を積極的に実施する。

1 民間企業における雇用状況

○雇用されている障害者の数、実雇用率

①一般の民間企業（56人以上規模の企業：1.8%の法定雇用率）における障害者雇用数は、919.0人（実人数706人）で、8.5人（実人数9人）減少した。

このうち身体障害者は666.0人（実人数476人）、知的障害者は216.0人（実人数188人）、精神障害者は37.0人（実人数42人）であった。

②平成21年6月2日から本年6月1日までの1年間の新規雇用者数は77.5人（実人数62人）で、前年より5.5人減少した。

③実雇用率は、11年ぶりに法定雇用率を上回る1.83%であった。

④法定雇用率達成企業（196企業）の割合は59.6%で、前年（59.0%）を0.6ポイント僅かながら上回った。

⑤法定雇用率未達成企業（133企業）のうち0人雇用企業が92企業（69.2%）、1人不足（0.5人を含む）が95企業（71.4%）、0人雇用かつ1人不足企業が74企業（55.6%）となり、前年に比べて大きな変動はなかった。

【総括表、1(1)概況】

○産業別の状況

①産業別の障害者雇用数は、前年より、複合サービス事業において10.5人、卸売業、小売業で8.0人、医療・福祉で7.5人増加したが、製造業で27.5人、生活関連サービス業、娯楽業で9.0人減少した。他の業種では、僅かな増減又は横ばいとなった。

②実雇用率は、生活関連サービス業、娯楽業で1.78ポイント、宿泊業、飲食サービス業で0.58ポイント、学術研究、専門・技術サービス業で0.57ポイント、建設業及び教育・学習支援業で0.28ポイント、運輸業、郵便業で0.24ポイント上昇しており、他の業種は僅かな増減又は横ばいとなった。

③法定雇用率達成企業の割合は、農、林、漁業と不動産業、物品賃貸業が100%で、建設業は83.3%と16.6ポイント上昇となったほか、学術研究、専門・技術サービス業及び教育・学習支援業で上昇したものの、他の業種では同水準又は低下しており、情報通信業では28.5ポイント低下した。

【1(2)産業別の雇用状況】

○企業規模別の状況

①企業規模別に見ると、100～299人規模企業で29.0人、500～999人規模企業で0.5人増加したが、56～99人規模企業で7.5人、300～499人規模企業で29.5人、1,000人以上規模企業では1.0人の減少となった。

②実雇用率は、56～99人規模企業で0.1ポイント、100～299人規模企業で0.16ポイント上昇したが、300～499人規模企業で0.27ポイント、500～999人規模企業で0.02ポイント減少し、1,000人以上規模企業では変動はなかった。

③法定雇用率達成企業の割合は、1,000人以上規模企業が前年に続き100%となり、100～299人規模企業で5.7ポイント上昇したが、56～99人規模企業で2.2ポイント、300～499人規模企業で9.7ポイント、500～999人規模企業で6.6ポイント低下した。

【1(3)企業規模別の雇用状況】

○独立行政法人等の状況

①独立行政法人等（48人以上規模の法人：2.1%の法定雇用率）における実雇用率は、0.24ポイント減少し、1.62%となり2年連続法定雇用率未達成となった。

【総括表】

2 地方公共団体における在職状況

○県の機関における在職状況

①県の機関（職員数 48 人以上：2.1 %の法定雇用率）の実雇用率は 2.48 %で、0.05 ポイント低下した。

② 3 機関中 1 機関が法定雇用率未達成であった。

〔総括表、2(1)県の機関・2(3)各機関の状況〕

○県の教育委員会における在職状況

①県の教育委員会（職員数 50 人以上：2.0 %の法定雇用率）の実雇用率は、0.13 ポイント上昇し、1.74 %であった。

〔総括表、2(3)各機関の状況〕

○市町村の機関における在職状況

①市町村の機関（職員数 48 人以上：2.1 %の法定雇用率）の実雇用率は、前年を若干上回る 2.38 %であった。

② 26 機関中 4 機関が法定雇用率未達成であった。

〔総括表、2(2)市町村の機関・2(3)各機関の状況〕

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	一般の民間企業 （56人以上規模の企業）	1. 8%
	特殊法人 （労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人）	2. 1%
○ 国、地方公共団体	（48人以上規模の機関）	2. 1%
○ 都道府県等の教育委員会	（50人以上規模の機関）	2. 0%

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

平成22年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における障害者雇用状況(法定雇用率1.8%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数	⑤達成割合
鳥取県	50,091 人 (52,078 人)	919.0 人 (927.5 人)	1.83 % (1.78 %)	196 / 329 (206 / 349)	59.6 % (59.0 %)
全 国	20,356,456 人 (20,441,198 人)	342,973.5 人 (332,811.5 人)	1.68 % (1.63 %)	33,742 / 71,830 (32,891 / 72,328)	47.0 % (45.5 %)

2 地方公共団体における在職状況

(1)都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,321 人 (4,274 人)	107.0 人 (108.0 人)	2.48 % (2.53 %)	2 / 3 (3 / 3)	66.7 % (100.0 %)
全 国	303,351 人 (315,993 人)	7,598.5 人 (7,825.0 人)	2.50 % (2.48 %)	148 / 156 (155 / 160)	94.9 % (96.9 %)

(2)市町村の機関(法定雇用率2.1%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数	⑤達成割合
鳥取県	4,999 人 (5,026 人)	119.0 人 (113.5 人)	2.38 % (2.26 %)	22 / 26 (24 / 26)	84.6 % (92.3 %)
全 国	939,759 人 (946,950 人)	22,547.5 人 (22,417.5 人)	2.40 % (2.37 %)	2,098 / 2,372 (2,146 / 2,448)	88.4 % (87.7 %)

(3)法定雇用率2.0%が適用される教育委員会(法定雇用率2.0%)

区 分	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
鳥取県	4,142 人 (4,164 人)	72.0 人 (67.0 人)	1.74 % (1.61 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
全 国	628,850 人 (634,186 人)	11,212.0 人 (10,921.0 人)	1.78 % (1.72 %)	79 / 130 (75 / 138)	60.8 % (54.3 %)

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

区 分	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
鳥取県	1,540 人 (1,506 人)	25.0 人 (28.0 人)	1.62 % (1.86 %)	0 / 1 (0 / 1)	0.0 % (0.0 %)
全 国	295,944 人 (251,756 人)	6,639.0 人 (5,314.0 人)	2.24 % (2.11 %)	202 / 270 (177 / 243)	74.8 % (72.8 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ()内は、平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人を指す。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外の 身体障害者、 知的障害者及 び精神障害者	D.精神障害 者である短 時間労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
鳥取県	329 (349)	50,091 (52,078)	218 (219)	11 (13)	467 (470)	10 (13)	919.0 (927.5)	77.5 (83.0)	1.83 (1.78)	196 (206)	59.6 (59.0)
全 国	71,830 (72,328)	20,356,456 (20,441,198)	88,411 (86,331)	6,936 (6,089)	157,816 (153,029)	2,799 (2,063)	342,973.5 (332,811.5)	29,597.0 (29,985.0)	1.68 (1.63)	33,742 (32,891)	47.0 (45.5)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障 害者	b. 重度 身体障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の身体障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a.重度知的 障害者	b. 重度 知的障害者 である短時間 労働者	c. 重度以外 の知的障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c.精神障害者 である短時間 労働者	d. 精神障害 者である短時 間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取県	919.0 (927.5)	190 (194)	11 (10)	275 (305)	666 (703)	49 (40)	28 (25)	0 (3)	160 (142)	216 (195)	20 (33)	32 (23)	10 (13)	37.0 (29.5)	8.5 (10.0)
全 国	342,973.5 (332,811.5)	76,575 (75,396)	5,007 (4,443)	113,638 (113,031)	271,795 (268,266)	20,230 (20,996)	11,836 (10,935)	1,929 (1,646)	35,636 (33,319)	61,237 (56,835)	7,060 (7,001)	8,542 (6,679)	2,799 (2,063)	9,941.5 (7,710.5)	2,307.0 (1,988.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である短 時間労働者	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精神 障害者	D. 精神障害 者である短時 間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5	F. うち新規雇用 分			
産業計	企業 329 (349)	人 50,091 (52,078)	人 218 (219)	人 11 (13)	人 467 (470)	人 10 (13)	人 919.0 (927.5)	人 77.5 (83.0)	% 1.83 (1.78)	企業 196 (206)	% 59.6 (59.0)
農、林、漁業	企業 1 (1)	人 65 (63)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	人 0.0 (1.0)	% 1.54 (1.59)	企業 1 (1)	% 100.0 (100.0)
鉱業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	6 (6)	581 (622)	2 (2)	0 (0)	7 (6)	0 (0)	11.0 (10.0)	2.0 (2.0)	1.89 (1.61)	5 (4)	83.3 (66.7)
製造業	103 (110)	15,912 (17,276)	85 (87)	1 (3)	117 (139)	2 (1)	289.0 (316.5)	28.5 (9.0)	1.82 (1.83)	71 (76)	68.9 (69.1)
電気・ガス・熱供 給・水道業	2 (2)	119 (124)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	7 (7)	1,062 (1,061)	4 (5)	3 (0)	3 (4)	0 (0)	14.0 (14.0)	7.0 (2.0)	1.32 (1.32)	2 (4)	28.6 (57.1)
運輸業、郵便業	8 (10)	1,185 (1,359)	5 (5)	0 (0)	12 (12)	0 (0)	22.0 (22.0)	0.0 (4.0)	1.86 (1.62)	4 (4)	50.0 (40.0)
卸売業、小売業	74 (76)	10,084 (10,300)	22 (23)	2 (1)	79 (69)	0 (2)	125.0 (117.0)	18.0 (8.0)	1.24 (1.14)	35 (35)	47.3 (46.1)
金融業、保険業	8 (8)	2,018 (2,007)	6 (6)	0 (0)	20 (22)	0 (0)	32.0 (34.0)	0.0 (5.0)	1.59 (1.69)	5 (6)	62.5 (75.0)
不動産業、物品 賃貸業	1 (1)	60 (61)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)	1.67 (1.64)	1 (1)	100.0 (100.0)
学術研究、専門・技術サービス業	4 (4)	351 (352)	2 (1)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	6.0 (4.0)	2.0 (0.0)	1.71 (1.14)	3 (2)	75.0 (50.0)
宿泊業、飲食 サービス業	14 (18)	1,252 (1,540)	2 (1)	0 (0)	13 (10)	0 (0)	17.0 (12.0)	1.0 (1.0)	1.36 (0.78)	5 (5)	35.7 (27.8)
生活関連サー ビス業、娯楽業	9 (8)	1,218 (1,740)	18 (21)	0 (0)	57 (60)	0 (0)	93.0 (102.0)	2.0 (11.0)	7.64 (5.86)	6 (6)	66.7 (75.0)
教育・学習支援業	6 (7)	511 (572)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	0 (0)	5.0 (4.0)	1.0 (0.0)	0.98 (0.70)	3 (2)	50.0 (28.6)
医療・福祉	60 (59)	10,826 (10,367)	53 (52)	4 (7)	108 (98)	5 (8)	220.5 (213.0)	11.0 (30.0)	2.04 (2.05)	39 (39)	65.0 (66.1)
複合サービス事業	6 (5)	2,535 (1,849)	8 (4)	0 (0)	21 (19)	2 (1)	38.0 (27.5)	2.0 (1.0)	1.50 (1.49)	3 (4)	50.0 (80.0)
サービス業	20 (27)	2,312 (2,785)	10 (11)	1 (2)	23 (25)	1 (1)	44.5 (49.5)	3.0 (9.0)	1.92 (1.78)	13 (17)	65.0 (63.0)

注 1 (1)①の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a.重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c.精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	人 919.0 (927.5)	人 190 (194)	人 11 (10)	人 275 (305)	人 666 (703)	人 49 (40)	人 28 (25)	人 0 (3)	人 160 (142)	人 216 (195)	人 20 (33)	人 32 (23)	人 10 (13)	人 37.0 (29.5)	人 8.5 (10.0)
農、林、漁業	人 1.0 (1.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	
鉱業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
建設業	人 11.0 (10.0)	人 2 (2)	人 0 (0)	人 6 (6)	人 10 (10)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 1 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
製造業	人 289.0 (316.5)	人 79 (83)	人 1 (3)	人 79 (107)	人 238 (276)		人 6 (4)	人 0 (0)	人 31 (31)	人 43 (39)		人 7 (1)	人 2 (1)	人 8.0 (1.5)	
電気・ガス・熱供給・水道業	人 0.0 (0.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
情報通信業	人 14.0 (14.0)	人 4 (5)	人 3 (0)	人 2 (3)	人 13 (13)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 1 (1)	人 0 (0)	人 1.0 (1.0)	
運輸業、郵便業	人 22.0 (22.0)	人 5 (5)	人 0 (0)	人 11 (12)	人 21 (22)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (0)	人 1 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
卸売業、小売業	人 125.0 (117.0)	人 20 (21)	人 2 (1)	人 51 (52)	人 93 (95)		人 2 (2)	人 0 (0)	人 23 (14)	人 27 (18)		人 5 (3)	人 0 (2)	人 5.0 (4.0)	
金融業、保険業	人 32.0 (34.0)	人 6 (6)	人 0 (0)	人 20 (22)	人 32 (34)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
不動産業、物品賃貸業	人 1.0 (1.0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 1 (1)	人 1 (1)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
学術研究、専門・技術サービス業	人 6.0 (4.0)	人 2 (1)	人 0 (0)	人 2 (2)	人 6 (4)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
宿泊業、飲食サービス業	人 17.0 (12.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 5 (5)	人 7 (7)		人 1 (0)	人 0 (0)	人 7 (5)	人 9 (5)		人 1 (0)	人 0 (0)	人 1.0 (0.0)	
生活関連サービス業、娯楽業	人 93.0 (102.0)	人 5 (7)	人 0 (0)	人 3 (7)	人 13 (21)		人 13 (14)	人 0 (0)	人 51 (50)	人 77 (78)		人 3 (3)	人 0 (0)	人 3.0 (3.0)	
教育・学習支援業	人 5.0 (4.0)	人 1 (1)	人 0 (0)	人 3 (2)	人 5 (4)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)	人 0 (0)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 0.0 (0.0)	
医療・福祉	人 220.5 (213.0)	人 49 (49)	人 4 (5)	人 61 (57)	人 163 (160)		人 4 (3)	人 0 (2)	人 34 (29)	人 42 (37)		人 13 (12)	人 5 (8)	人 15.5 (16.0)	
複合サービス事業	人 38.0 (27.5)	人 8 (4)	人 0 (0)	人 17 (14)	人 33 (22)		人 0 (0)	人 0 (0)	人 3 (3)	人 3 (3)		人 1 (2)	人 2 (1)	人 2.0 (2.5)	
サービス業	人 44.5 (49.5)	人 8 (9)	人 1 (1)	人 14 (15)	人 31 (34)		人 2 (2)	人 0 (1)	人 9 (10)	人 13 (15)		人 0 (0)	人 1 (1)	人 0.5 (0.5)	

注 1 (1)②の表と同じ

※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

(3) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎と なる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業の 数	⑥ 法定雇用 率達成企 業の割合
			A. 重度身体障害 者及び重度知的 障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間労 働者	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び 精神障害者	D. 精神障害者 である短時間 労働者	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇用 分			
規模計	企業 329 (349)	人 50,091 (52,078)	人 218 (219)	人 11 (13)	人 467 (470)	人 10 (13)	人 919.0 (927.5)	人 77.5 (83.0)	% 1.83 (1.78)	企業 196 (206)	% 59.6 (59.0)
56～99人	企業 152 (166)	人 11,455 (12,334)	人 60 (61)	人 1 (5)	人 142 (142)	人 1 (4)	人 263.5 (271.0)	人 21.0 (34.0)	% 2.30 (2.20)	企業 89 (101)	% 58.6 (60.8)
100～299	144 (148)	21,519 (21,947)	72 (65)	7 (5)	179 (167)	6 (4)	333.0 (304.0)	49.5 (28.0)	1.55 (1.39)	88 (82)	61.1 (55.4)
300～499	16 (18)	5,447 (6,191)	22 (29)	2 (2)	46 (60)	0 (3)	92.0 (121.5)	5.0 (9.0)	1.69 (1.96)	10 (13)	62.5 (72.2)
500～999	15 (15)	9,006 (8,902)	37 (37)	1 (0)	79 (80)	2 (1)	155.0 (154.5)	2.0 (11.0)	1.72 (1.74)	7 (8)	46.7 (53.3)
1,000以上	2 (2)	2,664 (2,704)	27 (27)	0 (1)	21 (21)	1 (1)	75.5 (76.5)	0.0 (1.0)	2.83 (2.83)	2 (2)	100.0 (100.0)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者であ る短時間労 働者	c. 重度以外 の身体障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者であ る短時間労 働者	c. 重度以外 の知的障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規 雇用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短 時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規 雇用分
規模計	人 919.0 (927.5)	人 190 (194)	人 11 (10)	人 275 (305)	人 666 (703)	人 49 (40)	人 28 (25)	人 0 (3)	人 160 (142)	人 216 (195)	人 20 (33)	人 32 (23)	人 10 (13)	人 37.0 (29.5)	人 8.5 (10.0)
56～99人	人 263.5 (271.0)	人 40 (42)	人 1 (3)	人 62 (62)	人 143 (149)		人 20 (19)	人 0 (2)	人 69 (72)	人 109 (112)		人 11 (8)	人 1 (4)	人 11.5 (10.0)	
100～299	333.0 (304.0)	66 (61)	7 (4)	111 (121)	250 (247)		6 (4)	0 (1)	55 (40)	67 (49)		13 (6)	6 (4)	16.0 (8.0)	
300～499	92.0 (121.5)	20 (27)	2 (2)	25 (42)	67 (98)		2 (2)	0 (0)	17 (15)	21 (19)		4 (3)	0 (3)	4.0 (4.5)	
500～999	155.0 (154.5)	37 (37)	1 (0)	64 (64)	139 (138)		0 (0)	0 (0)	12 (11)	12 (11)		3 (5)	2 (1)	4.0 (5.5)	
1,000以上	75.5 (76.5)	27 (27)	0 (1)	13 (16)	67 (71)		0 (0)	0 (0)	7 (4)	7 (4)		1 (1)	1 (1)	1.5 (1.5)	

注 1(1)②の表と同じ

2 地方公共団体等における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A.重度身体 障害者及び重 度知的障害者	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D.精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C +D×0.5	F. うち新規雇 用分			
鳥取県	機関 3 (3)	人 4,321 (4,274)	人 35 (37)	人 0 (0)	人 37 (34)	人 0 (0)	人 107.0 (108.0)	人 11.0 (19.0)	% 2.48 (2.53)	機関 2.0 (3.0)	% 66.7 (100.0)
全 国	156 (160)	303,351 (315,993)	1,928 (1,981)	74 (53)	3,665 (3,810)	7 (0)	7,598.5 (7,825.0)	198.5 (189.0)	2.50 (2.48)	148.0 (155.0)	94.9 (96.9)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の身体障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の知的障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短時 間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
鳥取県	107.0 (108.0)	35 (37)	0 (0)	25 (27)	95 (101)	5 (16)	0 (0)	0 (0)	11 (6)	11 (6)	6 (3)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0.0 (0.0)
全 国	7,598.5 (7,825.0)	1,926 (1,979)	74 (53)	3,553 (3,721)	7,479 (7,732)	181 (172)	2 (2)	0 (0)	35 (25)	39 (29)	15 (17)	77 (64)	7 (0)	80.5 (64.0)	2.5 (0.0)

[2(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間障害者」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

[2(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成21年6月2日から平成22年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ()内は平成21年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成機関の数	⑥ 法定雇用率達 成機関の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者	B. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者で ある短時間勤 務職員	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障害 者及び精神障 害者	D. 精神障害者 である短時間 勤務職員	E. 計 A×2+B+C+ D×0.5	F. うち新規雇 用分			
	機関	人	人	人	人	人	人	人	%	機関	%
鳥取県	26	4,999	21	4	73	0	119.0	12.0	2.38	22	84.6
	(26)	(5,026)	(20)	(4)	(69)	(1)	(113.5)	(5.0)	(2.26)	(24)	(92.3)
全 国	2,372	939,759	5,814	245	10,657	35	22,547.5	976.5	2.40	2,098	88.4
	(2,448)	(946,950)	(5,745)	(177)	(10,739)	(23)	(22,417.5)	(903.5)	(2.37)	(2,146)	(87.7)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体 障害者	b. 重度身体 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の身体障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	a. 重度知的 障害者	b. 重度知的 障害者である 短時間勤務 職員	c. 重度以外 の知的障害 者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇 用分	c. 精神障害 者	d. 精神障害 者である短時 間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇 用分
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取県	119.0	21	3	70	115	9	0	1	2	3	2	1	0	1.0	1.0
	(113.5)	(19)	(4)	(69)	(111)	(5)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(1)	(0.5)	(0.0)
全 国	22,547.5	5,783	226	9,934	21,726	886	31	19	325	406	52	398	35	415.5	38.5
	(22,417.5)	(5,720)	(161)	(10,133)	(21,734)	(795)	(25)	(16)	(297)	(363)	(70)	(309)	(23)	(320.5)	(38.5)

注 2(1)②の表と同じ

(3) 地方公共団体の各機関の状況

機 関 名	① 法定雇用障害者の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率	④ 不 足 数	備 考
鳥取県知事部局	人 3,492	人 92.0	% 2.63	人 0.0	特例認定あり(注4①)
鳥取県病院局	540	9.0	1.67	2.0	
鳥取県警察本部	289	6.0	2.08	0.0	
鳥取県教育委員会	4,142	72.0	1.74	10.0	
鳥 取 市	1,065	32.0	3.00	0.0	
米 子 市	813	18.0	2.21	0.0	特例認定あり(注4②)
倉 吉 市	298	7.0	2.35	0.0	
境 港 市	214	5.0	2.34	0.0	
岩 美 町	177	3.0	1.69	0.0	特例認定あり(注4③)
若 桜 町	58	1.0	1.72	0.0	
智 頭 町	114	5.0	4.39	0.0	
八 頭 町	212	5.0	2.36	0.0	
三 朝 町	67	3.0	4.48	0.0	
北 栄 町	147	4.0	2.72	0.0	
湯梨浜町	187	3.0	1.60	0.0	
琴 浦 町	112	3.0	2.68	0.0	
大 山 町	218	3.0	1.38	1.0	
南 部 町	112	5.0	4.46	0.0	
伯 耆 町	125	3.0	2.40	0.0	
日 南 町	84	2.0	2.38	0.0	
日 野 町	61	1.0	1.64	0.0	
鳥取市教育委員会	120	5.0	4.17	0.0	
倉吉市教育委員会	61	1.0	1.64	0.0	
鳥取市水道局	91	0.0	0.00	1.0	
米子市水道局	116	2.0	1.72	0.0	
鳥取市立病院	143	1.0	0.70	2.0	
国民健康保険智頭病院	96	1.0	1.04	1.0	
南部町国民健康保険西伯病院	128	2.0	1.56	0.0	
日南町国民健康保険日南病院	57	1.0	1.75	0.0	
日野病院組合	123	3.0	2.44	0.0	

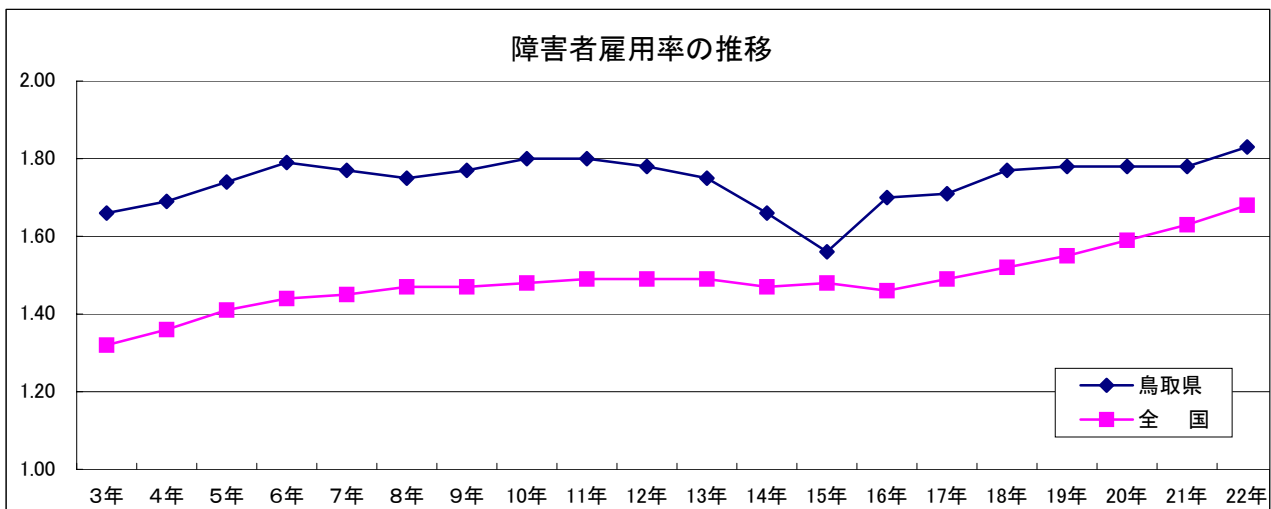
- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。
- 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、都道府県労働局長の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- ①鳥取県知事部局は、平成17年2月8日付けで、鳥取県企業局と特例認定を受けている。
- ②米子市は、平成15年2月26日付けで、米子市教育委員会と特例認定を受けている。
- ③岩美町は、平成18年2月23日付けで、岩美町国民健康保険岩美病院と特例認定を受けている。

参考－２

一般の民間企業における障害者雇用状況の推移

各年6月1日現在

項目 年	鳥 取 県						全 国	
	企業数	常用労働者数	障害者数	実雇用率	法定雇用率達成企業数		障害者数	実雇用率
						割 合		
	企業	人	人	%	社	%	人	%
3年	335	53,952	894	1.66	188	56.1	214,814	1.32
4年	344	55,207	933	1.69	199	57.8	229,627	1.36
5年	346	54,905	955	1.74	203	58.7	240,985	1.41
6年	339	54,909	984	1.79	212	62.5	245,348	1.44
7年	332	55,303	980	1.77	207	62.3	247,077	1.45
8年	323	54,594	953	1.75	192	59.4	247,982	1.47
9年	311	53,921	952	1.77	188	60.5	250,030	1.47
10年	304	53,781	966	1.80	188	61.8	251,443	1.48
11年	357	55,557	1,002	1.80	191	53.5	254,562	1.49
12年	355	54,970	976	1.78	197	55.5	252,836	1.49
13年	340	53,231	933	1.75	187	55.0	252,870	1.49
14年	324	49,141	816	1.66	178	54.9	246,284	1.47
15年	324	49,443	772	1.56	163	50.3	247,093	1.48
16年	333	51,027	870	1.70	178	53.5	257,939	1.46
17年	345	52,488	898	1.71	189	54.8	269,066	1.49
18年	333	51,201	905.0	1.77	188	56.5	283,750.5	1.52
19年	347	51,535	918.5	1.78	201	57.9	302,716.0	1.55
20年	349	52,922	941.0	1.78	211	60.5	325,603.0	1.59
21年	349	52,078	927.5	1.78	206	59.0	332,811.5	1.63
22年	329	50,091	919.0	1.83	196	59.6	342,973.5	1.68
対前年	△20	△1,987	△8.5	0.05	△10	0.6	10,162.0	0.05



(注) 障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～平成４年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者

平成５年～平成１７年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成１８年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、
知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
（精神障害者である短時間労働者は０．５カウント）